

## インスパイア国際特許事務所

### 〔特許制度基本情報 - 中国〕

#### 〔概要〕

中国では、発明、実用新案、意匠の3つが「発明創造」という概念に包含されており、この発明創造が「専利法」という1つの法律で保護されています。つまり、日本における特許法、実用新案法、及び意匠法が、中国では専利法という1つの法律に統合されています。この専利法その他、「実施細則（日本の政令に対応）」と「審査指南（日本の審査基準に対応）」が定められています。

最新の専利法は、第3次改正専利法(2008年12月27日公布)(2009年10月1日施行)です。次の改正法である第4次改正専利法は、2017年以降に公布される見通しです。

#### 〔特許要件〕

##### 1. 保護対象

発明は、「製品、方法、又はこれらの改良についての新規な技術上の解決」であると定義されています(2条)。

##### (1) 保護対象にならないもの

以下のものには特許権が付与されません(25条)。

- ① 科学上の発見
- ② 知的活動の規則及び方法
- ③ 疾病の診断及び治療方法
- ④ 動物と植物の品種（これらの生産方法を除く）
- ⑤ 原子核変換方法を用いて取得した物質
- ⑥ 平面印刷物の図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とする設計

##### 2. 実用性

発明は、実用性を有するものでなければなりません(22条)。

実用性とは、発明が産業上において製造又は使用でき、かつ、積極的な効果を生み出すことができることを意味します(22条、指南5章-2)。

##### (1) 実用性がない発明

以下のものには特許権が付与されません(指南5章-2)。

- ① 再現性のないもの
- ② 自然法則に反するもの

- ③ 特定の自然条件を利用して作られ、移動できない製品
- ④ 人体又は動物体に対する非治療目的の外科手術方法
- ⑤ 極限状態における人体又は動物体の生理パラメータの測量方法
- ⑥ 積極的な効果がないもの

### 3. 新規性

発明は、新規性を有するものでなければなりません(22条)。

#### (1) 新規性がない発明

以下のものには特許権が付与されません(指南3章-2)。

##### ① 現有技術に該当する発明

現有技術とは、出願日(優先権がある場合には、優先権日)以前に国内外で公然知られた技術を指します。旧法では、「国内」で公知となった場合に新規性がないとする「相対的新規性」が採用されていましたが、新法では、「国内および外国」で公知となった場合に新規性がないとする「絶対的新規性」が採用されました。

##### ② 出願日以前に専利局に出願され、かつ出願日以降(出願日を含む)に公開された専利出願書類、若しくは公告された専利書類に記載されている発明

日本における拡大先願の地位に対応する規定であり、後願のクレームに記載された発明は、先願の明細書や図面に記載されている場合には、新規性欠如を理由に拒絶されることとなります。このような先願は、中国では「抵触出願」と呼ばれています。

日本とは異なり、発明者同一や出願人同一の先願も抵触出願に含まれるため、欧州特許条約(EPO)と同様に、自己の後願が自己の先願によって新規性欠如を理由に拒絶されること(自己衝突(Self-Collision))があり、注意が必要です。

### 4. 拡大された先願の地位

上記の抵触出願の説明をご参照下さい。

### 5. 創造性

発明は、創造性を有するものでなければなりません(22条)。

創造性とは、日本における進歩性に対応する概念であり、出願日前に存在する現有技術に比べて、当該発明に際立った実質的特徴及び顕著な進歩があることを意味します(22条)。

#### (1) 抵触出願

創造性の判断においては、抵触出願は現有技術には含まれません。この点は、進歩性の判断において、拡大先願を考慮しない日本法と

共通しています(指南 3 章-2-2.1)。

## (2) 突出した実質的特徴

発明に突出した実質的特徴があるとは、発明が当業者にとって現有技術と比べて非自明的であることを意味します。当業者が、現有技術に基づいて、単なる論理的な分析や推理、あるいは限られた試験により得られるような発明は、自明的であり、突出した実質的特徴を具備しないと判断されます(指南 3 章-2-2.2)。

## (3) 顕著な進歩

発明に顕著な進歩があるとは、発明が現有技術よりも有益な技術的効果をもたらすことを意味します。例えば、発明で現有技術に存在する欠陥や不足を克服した場合、技術的問題の解決に構想の異なる技術方案を提供した場合、新規な技術発展の傾向を表している場合などが該当します(指南 3 章-2-2.2)。

## 6. 先願主義と二重特許の禁止

同一の発明については、最先の出願人のみが特許を受けることができます(9 条)。

ただし、中国においては、同一の発明について特許と実用新案の両方を同日に出願する「特許/実用新案同日出願」が可能です(9 条、細則 41 条)。この同日出願を行った場合、実用新案出願については、無審査で先に登録されます。このことにより、早期に実用新案権を取得して、実用新案を保護することができます。特許出願については、特許出願の実体審査において拒絶理由が見つからなかった場合には、審査官より、実用新案権を放棄することを要求する通知が発せられますので、この通知から所定期間内に実用新案権を放棄することで、特許権を取得することができます。このことにより、長い保護期間で発明を保護することが可能です。

## 7. 不登録事由

他の登録要件を具備する発明であっても、以下のものは、特許を受けることができません(5 条)。

(1) 法律と公序良俗に反する発明や、公共利益を妨害する発明

(2) 法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し、または利用し、当該遺伝資源に依存して完成したりした発明

## 〔特許出願〕

### 1. 概要

#### (1) 出願書類

特許出願には、以下の書類を含めなければなりません(19条、26条、30条)。

- ① 願書
- ② 明細書（説明書）
- ③ 要約（概要）
- ④ クレーム（権利請求書、権利要求書）
- ⑤ 必要な図面
- ⑥ 特許代理機構に委任して出願を提出する場合には、委任状
- ⑦ 優先権主張時は、優先権証明書

## （2）出願言語

出願書類は、中国語（簡体字）で記載しなければなりません(細則3)。

なお、簡体字は、台湾出願時に使用する繁体字とは異なるため、注意が必要です。

## 2. 主たる出願書類の内容

### （1）明細書

明細書には、当該発明の技術分野の当業者が当該発明を実現できるように、発明を明瞭かつ完全に説明しなければなりません(26条)。明瞭とは、発明が明確であると共に明細書の記載が正確であることを意味し、完全とは、明細書に当該発明の理解と実現に必要な全ての関連技術内容が含まれていることを意味します。

具体的には、明細書には、以下の事項を記載します(細則17)。

- ① 技術分野
- ② 背景技術（発明の理解、検索、審査に有用な背景技術）
- ③ 発明の内容（技術的課題、技術方案、及び有益な効果）
- ④ 図面の説明
- ⑤ 具体的な実施形態（最良と出願人が考える形態）

### （2）クレーム

クレームには、明細書を根拠として、保護を求める範囲を明確かつ簡潔に記載しなければなりません(26条)。

#### ① 独立クレームと従属クレーム

クレームとしては、独立クレームと従属クレームを含めることができます(細則20)。

独立クレームには、発明の技術手段を全体的に記載し、技術問題を解決するために必要な技術特徴を記載します(細則20)。具体的には、

最も近い既存技術と共通する技術的特徴を記載した「前提部分」と、最も近い既存技術と異なる技術的特徴を記載した「特徴部分」とを有する2部形式で記載します(細則 21)。

従属クレームには、引用するクレームを限定する、付加的な技術特徴を記載します(細則 20)。具体的には、引用するクレームの番号と発明の名称を記載した「引用部分」と、付加的な技術的特徴を記載した「限定部分」とを有する形式で記載します(細則 22)。

#### ② 従属形式の制限

従属クレームとしては、多数項従属クレームを含めることができますが、選択的な従属のみが許容されます。多数項 - 多数項従属クレームは認められていません(細則 22)。

#### ③ クレームの数

クレームの数については制限がありません。

ただし、クレームの数が10を超える場合には、超過のクレームについて1項毎に追加料金を納付しなければなりません。中国への直接出願の場合、追加料金は中国出願時のクレームの数に基づいて算定され、出願後の補正によりクレームの数が増加しても追加料金は課されませんので、出願後(出願と同時にない)の自発補正によりクレームの数を増やすことで、追加料金を回避することが可能です。ただし、PCT 経由の出願の場合、追加料金は国際公開公報のクレームの数により算定されるため、注意が必要です。

#### (3) 必要な図面

発明を明確かつ完全に説明するために必要な場合には、図面を添付しなければなりません(26条)。

### 3. 単一性

1件の出願には、1つの全体的な発明構想に属する2つ以上の発明を含めることができます(31条)。

この「1つの全体的な発明構想に属する2つ以上の発明」とは、技術的に相互に関連し、1つ又は複数の同一又は相応する特定の技術的特徴を備えた発明を意味します。また、「特定の技術的特徴」とは、各発明を全体として把握した場合に、既存技術に対する貢献がある技術的特徴を意味します(細則 34)。

#### 〔特殊な出願〕

##### 1. 分割出願

特許出願が 2 以上の発明を含む場合、出願人は自発的に、又は審査官の審査意見により、分割出願を行うことができます。ただし、既に却下された出願、取り下げられた出願、あるいは取り下げられたものとみなされた出願については、分割出願を行うことはできません(細則 42)。

## 2. 変更出願

変更出願は規定されていません。

なお、特許/実用新案同日出願については、上記「先願主義と二重特許の禁止」の項をご参照下さい。

## 3. 国内優先出願

中国で初めて特許出願を提出した日から 12 か月以内に、同一の主題について、最初の特許出願に基づく優先権を主張して特許出願を行うことができます(29条)。

ただし、以下のいずれかの事情がある場合を除きます(細則 32)。

- (1) 最初の特許出願に基づいて既に外国又は自国で優先権を主張している場合。
- (2) 最初の特許出願に既に特許権が付与されている場合。
- (3) 最初の特許出願が分割出願である場合。

## 4. 外国語書面出願

外国語書面出願は規定されていません。

## 5. 仮出願

仮出願は規定されていません。

## 6. 秘密特許

国家の安全又は重大利益に影響する発明については、秘密にされる可能性があります(4条、細則 7)。

秘密にすることを請求は、出願人が提出することもでき、あるいは国務院特許行政部門が職権により行います。

## 〔出願審査〕

### 1. 概要

予備審査(方式審査)を経て実体審査が行われます。

実体審査については、審査請求制度が採用されています。

### 2. 予備審査

出願日の認定要件の他、以下が審査されます(細則 44)。

- (1) 不登録事由(5条)
- (2) 保護対象(2条、25条)

- (3) 外国人の出願適格(18条、19条)
- (4) 秘密保持(20条)
- (5) 提出書類及び記載事項(26条、細則 16、17~21、26)
- (6) 単一性(31条)
- (7) それまでに行った補正による明らかな新規事項の追加の有無(33条)

方式違反があった場合、補正通知書又は審査意見通知書が出願人に通知されます。出願人は、指定期限内に、補正を行い又は意見書を提出しなければなりません。指定期限内に応答しなかった場合、出願が取り下げられるとみなされます。

### 3. 審査請求

出願人は、出願日から3年以内に、実体審査の請求を行うことができます。この期間内に、正当な理由がなく実体審査の請求が行われなかった場合には、出願は取り下げられたものとみなされます(35条)。

### 4. 先行技術文献の提出

出願人は、審査請求を行う際に、出願日前の当該発明に係る参考文献を提出しなければなりません(36条)。

また、審査官は、対応外国出願についての情報を所定期間内に提出するように要求することができ、出願人が正当な理由なく情報を提出しない場合には、出願が取り下げられたものとみなされます(36条)。

審査請求時に提出が求められている「参考文献」とは、通常は、明細書に記載した従来技術で足り、これ以外の資料を審査請求時に提出する必要はありません。このため、審査請求後に審査官から要求があった場合に、対応外国出願の情報を提出すれば十分です。

### 5. 実体審査

#### (1) 補正期限

出願人は、実体審査の請求時、又は実体審査に入る旨の通知を国務院特許行政部門から受領した日から3か月以内に、出願を補正することができます(細則 51)。

#### (2) 実体審査手続

##### ① 審査意見通知書

審査官は、拒絶理由を発見した場合には、審査意見通知書により、審査結論を出願人に通知します(37条)。出願人は審査意見通知書で指定された期間内に応答しなければなりません。正当な理由がなく応答期限内に出願人が応答しない場合には、出願が取り下げられたものとみなされます(37条)。

## ② 拒絶査定通知

国務院特許行政部門は、出願人が審査意見通知書に対して意見を陳述し又は補正を行った後も、拒絶理由が解消しない場合には、拒絶査定を通知します(38条)。

## ③ 特許権付与通知

出願に拒絶理由がない場合、あるいは拒絶理由が出願人による意見陳述又は補正により解消した場合には、国務院特許行政部門は、特許権付与通知を発行します。この特許権付与通知の受領日から2か月以内に登録手続をした場合には出願公告が行われ、公告日に特許権が付与されて、特許証が発行されます(39条、細則54)。

〔審査結果に対する不服申し立て〕

### 1. 拒絶査定を不服とする復審（拒絶査定不服審判）

#### （1）要件

出願人は、国務院特許行政部門の拒絶査定に対して不服がある場合、拒絶査定通知を受け取った日から3か月以内に、専利復審委員会に復審を申し立てることができます(41条)。復審手続は、出願人のみが請求可能です。

#### （2）効果

復審請求書は、国務院特許行政部門で審査を行った審査部に回送され、この審査部による審査が行われます。審査部が先の決定を取り消すことに同意した場合、この決定に基づいて、専利復審委員会が審決を行います(細則62)。

### 2. 審決取消訴訟

#### （1）要件

出願人は、専利復審委員会の審決に不服がある場合、審決を受け取った日から3か月以内に、人民法院に訴訟を提起することができます(41条)。

#### （2）効果

人民法院は、専利復審委員会の審決の破棄や、専利復審委員会への審理差戻しを行うことができます。

人民法院の第一審判決に不服がある場合、出願人は、判決書が送達された日から15日以内に、上級の人民法院に上訴を提起することができます。この期間内に上訴が提出されなかった場合には、人

民法院の第一審判決が確定します。

〔備考〕

1.根拠条文等

この情報は、以下の法律に基づいて作成しております。その後の改正にご留意下さい。

中華人民共和国専利法(第3次改正)(2008年12月27日公布)(2009年10月1日施行)

中華人民共和国専利法実施細則(2010年2月1日施行)

中華人民共和国専利法審査指南(2010年2月1日施行)

2.参考文献等

外国産業財産権制度情報（特許庁）

外国特許制度【アジア編】（齊藤達也編著、発明協会、2009年11月）